

諮問番号：諮問第201号

答申番号：答申第201号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は、次のとおりである。

- (1) 冷暖房器具（以下「エアコン」という。）を保有はしていたが、全くエアコンの機能を有していない。よって、エアコンがないのと同じである。
- (2) 審査請求人の妻（以下「妻」という。）は、身体障害者1級で（腎臓移植）、日頃、免疫抑制剤を服用しており、過去6年間感染症から、敗血症や多臓器不全で毎年、医療機関に入退院を繰り返している。
- (3) 妻の生命に直結する事柄で、エアコン新設は急を要するため。
- (4) 11月18日に転居したばかりで、エアコンを購入する経済的ゆとりがない。
- (5) エアコン運搬品目は3台のうち2台は壊れて使用できず、残る1台も新居に移設したが、壊れて稼働せず見積金額で撤去処分となった。3台全て2000年初期のモデルでメーカーによると16年以上経っているので、修理不能とのことであった。
- (6) 処分庁は「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の(6)のイ及び同ウの支給要件に該当しないとのことで却下されたが、その後「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年6月27日各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会援護局長通知。以下「改正通知」という。）で保護実施要領を改正し、一定の条件を満たす場合エア

コン等の冷暖房器具の購入費と設置費用の支給を認めることとした。

(7) その一定の要件（以下「要件①」「要件②」「要件③」という。）とは、以下のとおりである。

要件① 転居先でこれまで使えていたエアコンが壊れて使えない時。（クーラー等のない場合に該当する。）

要件② 熱中症予防が特に必要な人であること。世帯の中で高齢者、障害者等のほか健康状態が心配されるなどを勘案して熱中症予防が必要と思われる人が世帯にいること。

要件③ 要件①と要件②の条件が揃って初めての夏を迎えること。

(8) 被保護者でもある審査請求人は、67才の高齢者であり、基礎疾患（糖尿病、高血圧、慢性呼吸器疾患、糖尿病性網膜症があり、睡眠障害で通院治療中）があり、妻は一級身体障害者、要介護認定者であり、腎臓移植を17年前に行い、免疫抑制剤を常用感染症でここ6年間入退院を繰り返している。令和3年9月28日に医療機関に入院し、同年10月25日に退院したが、いまだに歩行が困難で夜中に3～4回トイレに付き添っている状態。現在通院治療中。失禁もあり、オムツの扶助も受けている。以上寝たきり状態で今夏が心配される。

(9) 以上3要件に該当するので、本件処分の取消しの裁決を求める。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、審査請求人によるエアコンの購入のための生活扶助申請（以下「本件申請」という。）は、局長通知第7の2の(6)の家具什器費の支給要件に該当するものであるため、本件処分を取り消すべきである旨主張していることから、本件申請の内容が当該支給要件に該当するか否か、以下検討する。

1 家具什器費のうち、暖房器具又は冷房器具については、局長通知第7の2の(6)のイ及び同ウに支給要件が定められており、いずれも同(6)のアの(ア)から(オ)のいずれかに該当することが条件とされている。

なお、審理関係人の主張及び審理関係人から提出された証拠書類等から、審査請求人世帯は、同(イ)、(ウ)及び(オ)に該当しないことは明らかであるため、同(ア)及び(エ)に該当するか、以下検討する。

2 局長通知第7の2の(6)のアの(ア)の要件について

局長通知第7の2の(6)のアの(ア)は、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき」と規定している。審査請求人は、平成24年4月19日から保護を開始されており、令和3年10月25日に本件申請に係る生活扶助(被服費・家具什器・その他)申請書(以下「本件申請書」という。)を提出している。また、本件申請書には「16年使用したエアコンが寿命で故障したため」と記載されており、同日、審査請求人は、現住居への転居時に3台所有していたエアコンのうち、2台を処分し、1台が故障してしまったと述べていることが認められる。

これらのことから、本件申請は、審査請求人世帯は、保護開始後に保有していたエアコンが故障したため、その買替費用を請求したものであり、保護開始時において家具什器の持ち合わせがないときには該当しないことから、局長通知第7の2の(6)のアの(ア)の要件に該当しないものと認められる。

3 局長通知第7の2の(6)のアの(エ)の要件について

局長通知第7の2の(6)のアの(エ)では、「転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、(中略)家具什器を使用することができず」と規定されていることから、新旧住居の設備の相違によらず、単に転居先でこれまで使っていたエアコンが壊れて使えない時は、同(エ)に該当するとは認められない。

このことについて、審査請求人の転居における見積書の運搬物のリストにはエアコンが1台あり、エアコンの取り付けを行う旨が記載されている。また、令和3年11月22日、審査請求人は福祉事務所職員に電話にて、以前使っていたものが古いため処分して新しいものを購入したいのでエアコンの購入費用の支給は可能か、と相談しており、同月24日には、審査請求人は福祉事務所職員に電話にて、エアコンを新しいものに買い替えたいので費用を支給してほしい旨相談していることが認められる。そして、同月25日、審査請求人が処分庁に提出した本件申請書には「16年使用したエアコンが寿命で故障したため」と記載されており、同日、審査請求人は、現住居への転居時に3台所有していたエアコンのうち、2台を処分し、1台が故障してしまったと述べていることが認められる。

これらのことから、審査請求人が本件申請を行ったのは、転居先で以前から使用していたエアコンが壊れて使えなくなったためであり、新旧住居の設備の相違により、エアコンを使用できなくなったためであるとは認められない。

よって、本件申請は局長通知第7の2の(6)のアの(エ)の要件に該当しない。

- 4 なお、本件申請の理由として、妻が1級身体障害者であり、腎臓移植を行い、免疫抑制剤を常用しており、感染症で毎年入退院を繰り返し、体調が悪いためと記載されている。また、審査請求人は、審査請求人及び妻の体調を踏まえ、夏場が心配される旨を主張している。

しかしながら、局長通知第7の2の(6)のウは、冷房器具の支給要件として、被保護世帯が同アの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときとしているところ、審査請求人世帯は局長通知第7の2の(6)のアの(ア)から(オ)の要件に該当しないといえるので、審査請求人及び妻の体調を踏まえたとしても、処分庁がエアコンの支給要件に該当しないとして本件処分を行ったことに不合理な点はない。

- 5 以上のとおり、処分庁が、審査請求人世帯が支給要件を満たさないとして本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年3月27日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年6月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件申請は局長通知第7の2の(6)の家具什器費の支給要件に該当するものであり、本件処分は取り消されるべきである旨主張している。

家具什器費のうち、暖房器具又は冷房器具については、局長通知第7の2の(6)のイ及

び同ウに支給要件が定められており、いずれも同アの(ア)から(オ)のいずれかに該当することが条件とされている。審査請求人世帯が同(イ)、(ウ)及び(オ)に該当しないことは明らかであるため、同(ア)及び(エ)に該当するかについて、以下検討する。

家具什器費の支給要件として、局長通知第7の2の(6)のアの(ア)は、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき」と定めている。また、局長通知第7の2の(6)のアの(エ)は、「転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき」と定めている。

本件についてこれをみると、審査請求人は、平成24年4月19日に保護を開始されている。令和3年10月12日に処分庁が審査請求人から受領した審査請求人の転居に係る見積書の運搬物のリストには、エアコンが1台あり、当該エアコンの取り付けを行う旨が記載されている。また、審査請求人は、令和3年11月22日、福祉事務所の職員に対し、以前使っていたものが古く、処分して新しいものを購入したいので、エアコンの購入費用の支給は可能かと相談しており、同月24日には、福祉事務所の職員に対し、エアコンを新しいものに買い替えたいので費用を支給してほしいと相談している。そして、同月25日に審査請求人が提出した本件申請書には「16年使用したエアコンが寿命で故障したため」との記載があり、同日、審査請求人は、現住居への転居時に3台所有していたエアコンのうち、2台は処分し、1台は故障したと述べていることが認められる。

これらのことからすると、本件申請は、以前から保有していたエアコンが壊れて使えなくなったため、その買替費用を請求したものであり、局長通知第7の2の(6)のアの(ア)及び(エ)の要件には該当しない。

なお、審査請求人は、本件申請の理由として、妻が1級身体障害者であり、腎臓移植を行い免疫抑制剤を常用しているので、感染症で毎年入退院を繰り返し、体調が悪いためと記載している。また、審査請求人は、審査請求人及び妻の体調を踏まえ、夏場が心配される旨を主張している。

局長通知第7の2の(6)のウは、冷房器具の支給要件につき、被保護世帯が同アの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要と

なる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときと定めている。

本件についてこれをみると、審査請求人世帯は局長通知第7の2の(6)のアの(ア)から(オ)の要件を満たさないといえるので、審査請求人及び妻の体調を踏まえたとしても、処分庁が支給要件に該当しないとして本件処分を行ったことに不合理な点は認められない。

以上のとおり、処分庁が本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 中 島 浩